

改正感染症法への対応

予防計画の策定・改定について

▶ 令和4年12月：感染症法が改正

【改正趣旨】

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、国又は都道府県及び関係機関の連携協力による、感染症発生・まん延時における保健・医療提供体制の整備などの措置を講ずるもの

予防計画の策定・改定

《保健所設置市は、県の予防計画に即して新たに予防計画の策定が必要》

連携協議会

- 「平時から県と関係機関との連携強化を図るため」及び「**予防計画の策定・改定を協議するため**」に設置
- 県、保健所設置市、医療関係者などが参画
- 予防計画の策定・改定に当たっては、保健所設置市以外の市町村の意見も聴取

感染症発生・まん延時に担うべき医療提供について

《医療機関等の医療提供義務》

■ 医療機関等の「医療提供義務」の範囲は、「医療措置協定(流行初期医療確保措置(※)含む)」と同じ。

5つのメニューの中から、機能に応じて感染症発生・まん延時に医療提供を行う。

■ 協定は、「医療措置協定」と「検査等措置協定」の2種類。

※ 医療措置協定における流行初期医療確保措置の主な措置内容

- ・流行初期から継続して対応にあたる。
- ・知事からの要請後原則1週間以内に、感染症に対応する病床を即応化又は発熱患者を診察する。

予防計画上の主要項目		医療提供体制の確保					検査体制の確保	宿泊療養体制の確保
目標達成のための担保		医療措置協定					検査等措置協定	
協定締結の協議対象者		医療機関					病原体等の検査を行っている機関等	
		病院	有床診療所	無床診療所	薬局	訪問看護事業所	病原体等の検査を行っている機関	宿泊施設
医療措置協定	①病床の確保	○	○	×	×	×	/	/
	②発熱外来の対応	○	○	○	×	×		
	③自宅療養者等への医療の提供	○	○	○	○	○		
	④後方支援	○	○	×	×	×		
	⑤人材派遣	○	○	×	×	×		
検査等措置協定	①検体の採取	/					○	×
	②検体の検査						○	×
	③宿泊施設の確保						×	○

感染症発生・まん延時に担うべき医療提供について

《医療措置協定の具体的な内容》

協定締結の協議対象者		病院	有床診療所	無床診療所	薬局	訪問看護事業所
医療措置	①病床の確保	○	○	×	×	×
	②発熱外来の対応	○	○	○	×	×
	③自宅療養者等への医療の提供	○	○	○	○	○
	④後方支援	○	○	×	×	×
	⑤人材派遣	○	○	×	×	×

■ = 第一種協定指定医療機関

■ = 第二種協定指定医療機関

■ = その他

- 協定を締結した医療機関等は、講じる措置に応じて第一種・第二種協定指定医療機関のいずれかに指定される。
- 指定を受けた**管理者は、感染症発生・まん延時に協定に基づく措置を講じなければならない。**
- 協定の内容は公表する。

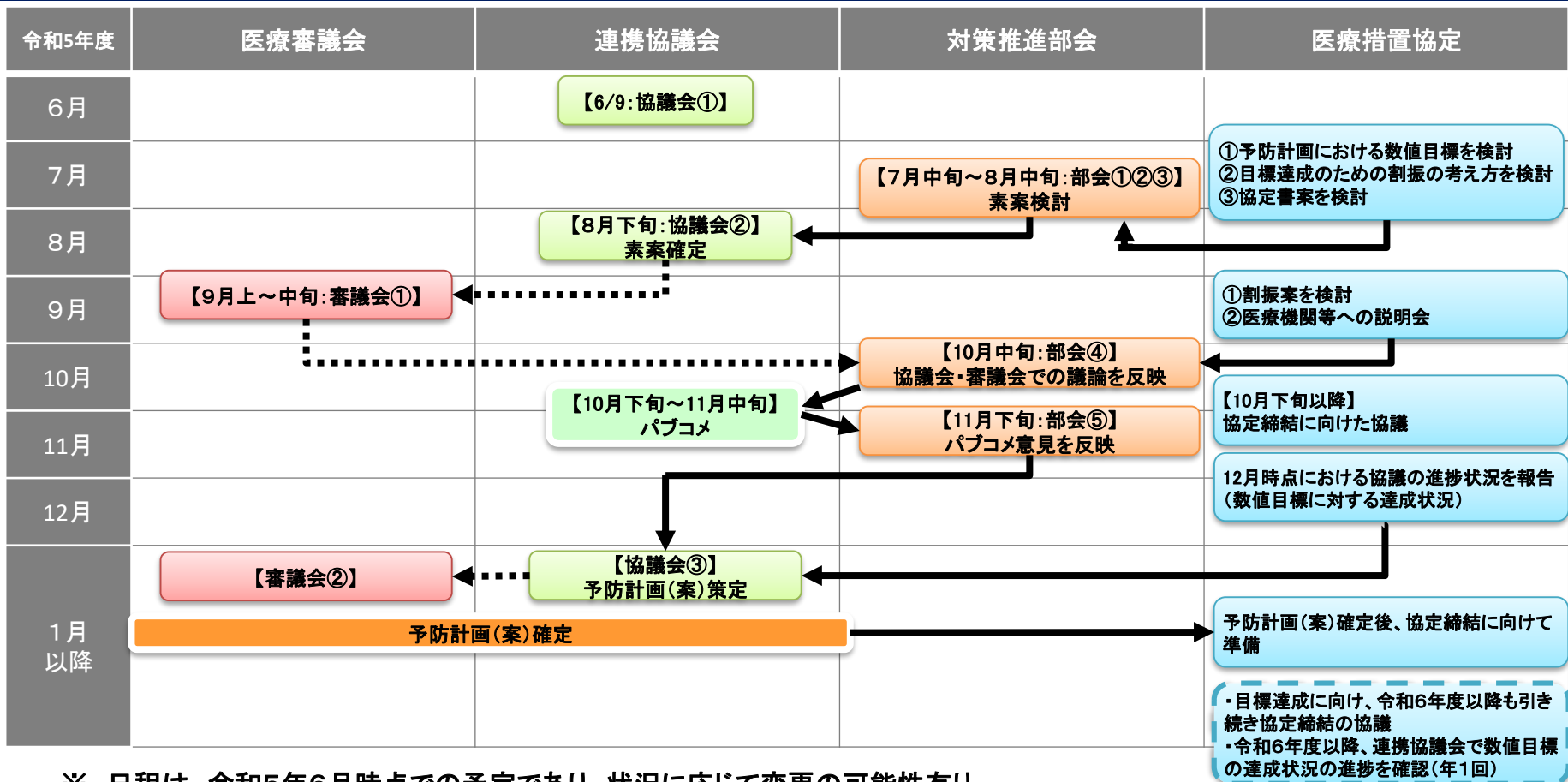
【参考】新たな感染症指定医療機関

	入院医療			外出自粛対象者の医療		一般の医療機関
	第一種感染症指定医療機関	第二種感染症指定医療機関	第一種協定指定医療機関	第二種協定指定医療機関		
一類感染症	○					
二類感染症	○	○				
三類～五類感染症					○	
新型インフルエンザ等感染症	○	○	○	○		
指定感染症			○	○		
新感染症(所見がある者)			○	○		

■ 感染症指定医療機関に追加

■ 予防計画において想定する感染症

感染症予防計画策定スケジュールについて



※ 日程は、令和5年6月時点での予定であり、状況に応じて変更の可能性有り